

# 資産等報告書等に係る審査結果報告書

## 1 審査の対象となった資産等報告書等

伊東市長等の政治倫理に関する条例（平成30年伊東市条例第30号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により審査を求められた資産等報告書等は、次のとおりである。

- (1) 条例第4条第1項の規定により作成された「資産等報告書」
- (2) 条例第4条第2項の規定により作成された「資産等補充報告書」
- (3) 条例第5条第1項の規定により作成された「所得等報告書」
- (4) 条例第6条の規定により作成された「関連会社等報告書」

## 2 審査の方法

条例第10条に基づき設置された伊東市政治倫理審査会において審査した。

- (1) 審査会委員 下表のとおり

| 職   | 資 格  | 氏 名     |
|-----|------|---------|
| 会 長 | 司法書士 | 山 本 哲 正 |
| 副会長 | 税理士  | 矢 崎 良 夫 |
| 委 員 | 弁護士  | 東 端 克 博 |
| 委 員 | 行政書士 | 杉 山 はるみ |

- (2) 審査会開催日時 令和8年7月8日（水）午前10時00分から午前10時27分  
まで

- (3) 審査会開催場所 伊東市役所7階特別会議室

## 3 審査の結果

資産等報告書等については、適正に作成、報告されているものと認められた。